



平成26年度

ライフサイエンスデータベース統合推進事業
統合化推進プログラム

研究開発提案募集のご案内
[募集要項]

独立行政法人科学技術振興機構 (JST)
バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC)

平成25年12月



本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ（注1）を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月文部科学大臣決定）及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）等の改正を前提として行うものであり、平成26年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

（注1）：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm 参照。

目次

I. 事業の概要	1
II. 応募・選考要領	4
1. 研究推進の仕組み	4
2. 募集・選考スケジュールについて	6
3. 募集説明会について	6
4. 応募者の要件	7
5. 対象となる研究開発提案	7
6. 研究開発期間	12
7. 研究開発費	12
8. 応募方法	13
9. 選考の方法等	14
10. 選考の観点	16
11. 採択予定件数	17
12. 研究チーム編成、研究開発費および研究開発期間の決定	17
13. 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等	17
14. 研究機関の要件・責務等	19
15. 男女共同参画について	21
16. 「国民との科学・技術対話」について	22
17. オープンアクセスについて	22
18. 研究開発提案書（様式）の記入要領	22
III. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラムの 運営にあたっての方針	40
IV. 応募に際しての注意事項	43
Q & A	51
参考 1：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	56

I. 事業の概要

独立行政法人科学技術振興機構（JST）は、平成13年度にバイオインフォマティクス推進センター（BIRD）を設立し、我が国の基幹データベースや新たなデータベースの構築、高度化、バイオインフォマティクス研究の発展、および人材養成に着実な成果を挙げてきました。

一方、平成18年度より、「ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業（統合データベースプロジェクト）」が、文部科学省の5年間の委託プロジェクトとしてスタートしました。このプロジェクトは、情報・システム研究機構（ROIS）に新たに設置されたライフサイエンス統合データベースセンター（DBCLS）を中核機関とし、複数機関の連携体制で進められ、データベースのカタログ化、横断検索、アーカイブ、といった取り組みを中心に進められました。

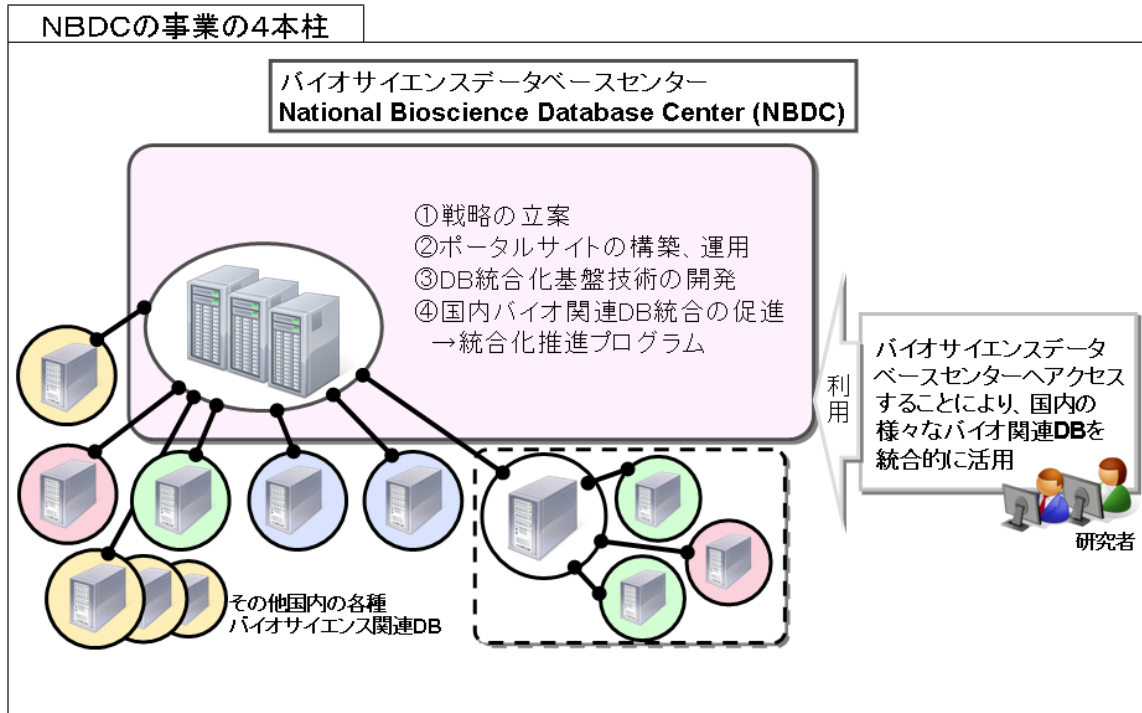
平成22年度の統合データベースプロジェクトの終了にあたり、BIRD事業と統合データベースプロジェクトとを一体化して推進し、新たにJSTに我が国のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターを整備することになりました。そこで、JSTでは平成23年度より、「バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC；National Bioscience Database Center）」を設置し、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」を実施してきました。

「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」では

- ①戦略の立案
- ②ポータルサイトの構築、運用
- ③データベース統合化基盤技術の開発
- ④バイオ関連データベース統合の推進

を4つの柱として、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、必要な研究開発等を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

平成23年度から平成25年度までの第一段階に続く平成26年度からの第二段階では、ゲノムコホート研究への対応、ビッグデータへの対応等を考慮しつつ、上記4つの柱に基づいた事業を推進していきます。



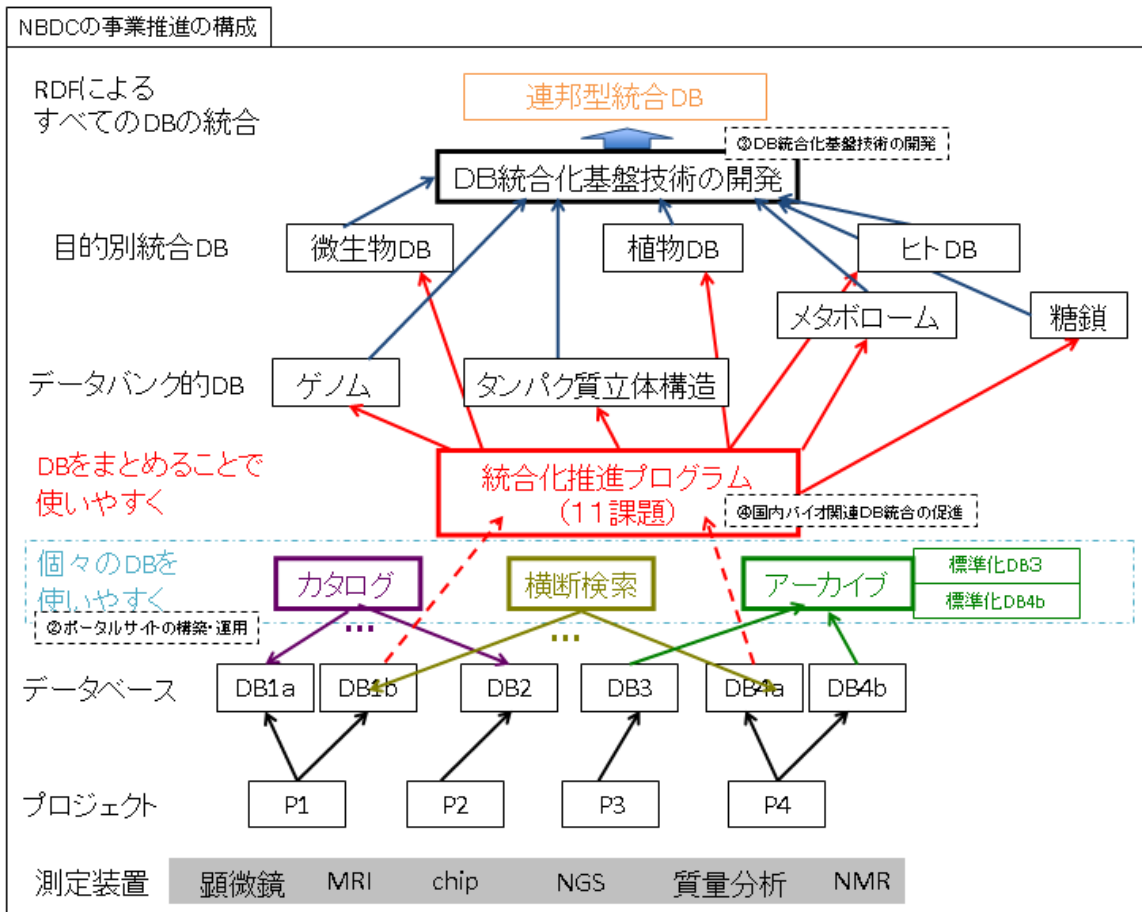
NBDC では、バイオ関連データベース統合の促進のため、「統合化推進プログラム」の研究開発課題を公募（※）し、研究開発を行っています。

本プログラムは、国内外に散在しているライフサイエンス分野のデータやデータベースについて、それらの共有を強力に促進し、公共財として誰でもが自由に活用できるようにするとともに、生物種や個々の目的やプロジェクトを超えて幅広い統合化を実現することにより、データがより多くの分野の研究者、開発者、技術者に簡便に利活用できるようにして、データの価値を最大化することを目指すものです。すなわち、データの共有、統合を通して、我が国のライフサイエンス研究の成果をあまねく行き渡るようにするとともに、それを十分に活用できる環境を構築することにより、ライフ分野におけるイノベーションを促すことが本プログラムの目的です。

統合化推進プログラムでは、プログラムの責任者である研究総括を J S T が定めます。

研究総括は、研究開発課題を募集し、研究アドバイザー等の協力を得ながら、本事業の趣旨にふさわしい研究開発課題を選考します。選定された研究者代表者は、研究総括のマネジメントのもとで、研究チームを編成し、研究開発を推進します。

（※）本公募は、平成 26 年度政府予算の成立を前提としております。予算の成立状況によっては事業内容や実施内容を変更する場合があります。予めご了承ください。



* 図に記載の目的別統合DB、及びデータバンク的DBとして記載されているDBは、あくまでも例示であり、統合化推進プログラムの全ての課題を示しているものではありません。

II. 応募・選考要領

1. 研究推進の仕組み

(1) 概要・特徴

- a. 研究総括の研究マネジメントのもと、選定された研究代表者の構想に基づいて統合データベース実現のための研究開発を実施します。
- b. プログラムごとに研究開発提案（研究開発課題）を募集し、研究総括が研究アドバイザー等の協力を得て選考します。
- c. 選定された研究代表者は、その研究開発構想の実現に向けて、研究チームを指揮して研究開発課題を実施します。研究代表者は、当該研究開発課題全体の研究開発実施に関する責任を負うこととなります。

(注) 研究チームは研究代表者を中心とした研究開発集団です。研究チームには研究代表者の研究室メンバーによる「研究代表者グループ」のほか、研究代表者の研究開発構想を実現する上で必要と判断される場合、その他の研究室あるいは研究機関に所属する研究者等からなるグループ（「共同研究グループ」と呼ぶ）を編成することもできます。なお、共同研究グループを編成する場合は、その必要性や効率も選考の重要な観点となります。

(2) 研究総括（PO：プログラムオフィサー）

研究総括は、プログラムの責任者として、採択課題の選考、研究開発計画（研究開発費、研究チーム編成を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究開発への助言、課題評価、その他必要な手段を通じてプログラムの研究マネジメントを行います。

(3) 研究開発計画

- a. 採択後、研究代表者は研究開発課題の研究開発期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究チーム構成が含まれます。
- b. 研究開発計画（全体研究計画書および年次研究計画書）は、研究総括の確認、承認を経て決定します。研究総括は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究開発進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。

(4) 課題評価

- a. 研究総括は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、研究アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題の事後評価を行います。事後評価は研究開発終了後速やかに行います。
- b. 上記の他、研究総括が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。
- c. 研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

(5) プログラム評価

(4) 課題評価とは別に、プログラムと研究総括を対象として評価が行われます。ライフサイエンスデータベース統合推進事業の目標達成へ向けた進捗状況、プログラムの運営状況等の観点から評価が実施されます。

(6) 研究契約と知的財産権の帰属

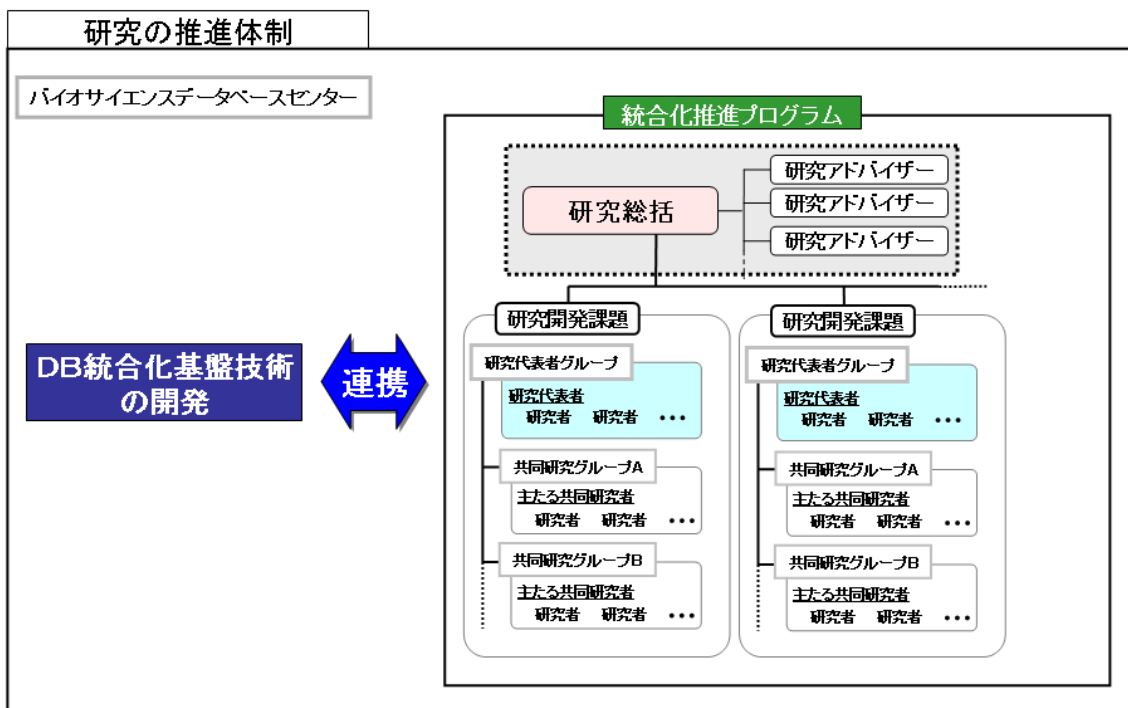
a. 研究開発課題の採択後、JST は研究代表者および主たる共同研究者 (※) の所属する研究機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

(※) 主たる共同研究者とは、研究チームを構成する研究者のうち、「共同研究グループ」を代表する方を指します。

b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究開発費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「Ⅱ. 1 4. 研究機関の要件・責務等」(19 ページ) をご参照ください。

c. JST は、委託研究契約に基づき、研究開発費 (直接経費) の 30% を上限とする間接経費を、研究機関に対して別途支払います。

d. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条 (日本版バイ・ドール条項) に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。ただし、本プログラムの研究開発成果は JST が無償で使用できることとします。



2. 募集・選考スケジュールについて

平成26年度の研究開発提案の募集・選考のスケジュールは、以下の通りです。

統合化推進プログラムの研究総括は、高木利久氏（東京大学 大学院新領域創成科学研究科教授）、副研究総括は、長洲毅志氏（エーザイ株式会社 CINO 付 担当部長）です。

	統合化推進プログラム
研究開発提案の募集開始	<u>平成25年12月20日（金）</u> <u>14時</u>
研究開発提案の受付締切 (府省共通研究開発管理システム[e-Rad]による 受付期限日時)	<u>平成26年2月7日（金）</u> <u>14時</u> <u><厳守></u>
書類選考期間	平成26年2月中旬～下旬
書類選考結果の通知	平成26年3月上旬
面接選考期間	平成26年3月中旬
選定課題の通知・発表	平成26年3月下旬
研究開発開始	平成26年4月

※ 下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。

※ 面接選考の日程は決まり次第、下記ホームページにてお知らせします。

<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>

3. 募集説明会について

提案募集に際して、募集説明会を開催する予定です。

詳細は決まり次第、バイオサイエンスデータベースセンターのホームページ上の「公募情報」

(<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>) からご案内しますので、ご確認ください。

4. 応募者の要件

研究代表者となる方ご本人から提案してください。応募者の要件は以下の通りです。

- (1) 研究代表者自らの研究開発構想に基づき、当該研究開発課題を実施する最適な研究チームを編成し、自らが当該研究開発課題を推進する研究者であること。
- (2) 研究代表者自らが国内の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること。

(注1) 「国内の研究機関」とは、日本国内の大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「Ⅱ. 1 4. 研究機関の要件・責務等」(19 ページ) を参照してください。

(注2) 以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。

- ・ 国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
 - ・ 現在、特定の研究機関等に所属していないものの、研究代表者として採択された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な研究者。
 - ・ 現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能な研究者。
- (3) 全研究開発期間を通じ、研究チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

(注) 研究者と研究総括または副研究総括が利害関係にあるとされる場合には、研究開発提案書を選考対象から除外することがあります(詳細は「Ⅱ. 9. 選考の方法等」(14 ページ) 参照)。

5. 対象となる研究開発提案

(1) 全体の考え方

本プログラムは、国内外に散在しているライフサイエンス分野のデータやデータベースについて、それらの共有を強力に促進し、公共財として誰でもが自由に活用できるようにするとともに、生物種や個々の目的やプロジェクトを超えて幅広い統合化を実現することにより、データがより多くの分野の研究者、開発者、技術者に簡便に利活用できるようにして、データの価値を最大化することを目指すものです。すなわち、データの共有、統合を通して、我が国のライフサイエンス研究の成果をあまねく行き渡るようにするとともに、それを十分に活用できる環境を構築することにより、ライフ分野におけるイノベーションを促すことが本プログラムの目的です。

一般に、データベースはその構築目的や特長に応じて、規模の大小や利用者数の多い少ないにかかわらず、どれも有用なものではありますが、このプログラムでは、限られた予算の中で、より多くの研究者、開発者、技術者に役立つものを効率的に実現することを目指すことから、個別研究分野をまたいで、高い汎用性(分野を超えて多くの研究者、開発者、技術者が利用可能で自分の仕事に役立てられるものであること)があるデータをできるだけ網羅し

ているとともに、フォーマットやオントロジーが標準化されていて、統一的なインタフェースで誰でも簡便に利用できる統合データベースの構築を目指します。そのため、これらの統合データベースは、我が国の中核、拠点となるデータベースであることはもちろんのこと、世界的にみても十分な競争力、発信力を備えた日本を代表するデータベースでなければなりません。プロジェクトや機関を超えて、また、個別の生物種や個別の生命現象の枠をできるだけ超えて、データを収録・統合する横断的データベースが対象です。

個々のプロジェクト、個々の研究機関、個々の研究室で構築される個別データベースの高度化や統合化、また、生物種別や疾患別の統合データベースは、本プログラムの対象ではありません。(ただし、これらの個別データベースはNBDCのアーカイブ対象として積極的に受け入れます。) また、データベースに入れるべきデータの産生を目的とした活動は、本プログラムの対象ではありません。

これまで平成23年4月から3年に渡り、上記のような目的を達成するために、統合化推進プログラムを実施してきましたが、本プログラムの研究開発対象となるデータベースは、その3年間で開発されてきた統合データベースの質的量的にさらなる充実を図るものやそれらの統合データベースと補完的な役割をもつデータベースであることが求められます。補完的という意味は、本プログラムで開発された統合データベース群が最終的には整合性がとれた形で全体として有機的に機能するものになるということです。そのため、補完的なデータベースの提案の場合は、既存の統合データベースとの接続性が高い(既存データベースと組み合わせるとより幅広い、あるいは、より高いレベルの統合化が実現できること)ことが求められます。

現在、統合化推進プログラムとして構築されている統合データベースに補完的なものとしては、例えば、ヒトのエピゲノム、ノンコーディング RNA、プロテオーム、インタラクトーム、メタボローム、および、創薬のための化合物、等があります。これらが揃うと、ヒトの健康増進に向けたイノベーションにつながるものと期待されます。また、植物ではプロテーム、微生物ではメタボローム等のデータベースが補完的なものの例になります。さらに、(食料生産としての観点から)今後、家畜や魚類、昆虫等のゲノムも重要性が増すものと思われれます。これらのデータベースが充実してくれば、いわゆるライフイノベーションに大きな貢献ができる統合データベースの実現に一步も二歩も近づけるものと期待されるため、補完的なデータベースの提案としては、このような観点からの積極的な提案が歓迎されます。

データの汎用性の観点からは、ゲノム配列やタンパク質立体構造等の分子レベルデータの統合化が望ましい訳ですが、本プログラムでは、基礎分野だけでなく、医学や農学等への応用、イノベーションや産業につながるデータの統合化も歓迎します。ただし、その場合は、研究開発目的のためのデータベースであること、ゲノム等の汎用性の高いデータに紐づいていることが必要です。

データの網羅性の観点からは、繰り返しになりますが、個々のプロジェクト、個々の研究機関、個々の研究室で構築される個別データベースの高度化や統合化は、一般的にデータの網羅性が低いため、本プログラムの対象ではありません。プロジェクトや機関を超えたデータの収録が求められます。データベースに入れるべきデータの産生を目的とした活動は、本プログラムの対象ではありません。より高い網羅性を実現するために、

DDBJ/GenBank/EMBL や PDB のようなデータバンク（データ生産者が自身でデータを登録するタイプのデータベース）のようなデータ登録機能を実現することは本プログラムの範疇であり、推奨されます。

データの共有の観点からは、学界だけでなく産業界からも自由に利用できることが求められます。また、データ共有、公開のルール（誰に、いつ、どういう形で）が明確であることが重要です。ヒトに関するデータ等の機微情報については適切な管理やアクセス（許可を受けた人だけが利用可能となる、制限付きアクセス等）が必要ですが、それ以外は、誰にでも制約のない利用が可能であること、できるだけ早い時期の公開、共有が求められます。

最後に、新型シーケンサー等の計測装置の急激な進展により、今後、データが爆発的増加することが見込まれますが、それに伴って、データベースの維持管理費を増やすことはできません。そのため、本プログラムで構築する統合データベースは、できるだけ自動化、省力化する等して、持続可能性の高いものであることが求められます。

「Ⅲ. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針」（40 ページ）をお読み頂き、プログラムにふさわしい研究開発提案を行ってください。

(2) 応募課題（研究開発提案）が満たすべき要件

本プログラムの研究開発提案は、下記条件の全てを満たす必要があります。

<データの公開>

- a.本プログラムで構築されたデータベースは基本的にすべて無償で公開、ダウンロード可能であること。
- b.NBDCのアーカイブサイト (<http://dbarchive.biosciencedbc.jp>) から無償で提供可能であること。
- c.原則として、産業界からも学界からも、制約なく利用可能であること。より具体的には、クリエイティブコモンズの CC BY-SA で提供可能であること。
- d.ヒトに関するデータ等の機微情報に関しても、制限付きアクセスで利用可能であること。
- e.本プログラムの研究開発課題に関連して研究代表者グループ及び共同研究グループが保有している全てのデータ（過去に取得したデータも含まれる）について、本プログラムで構築されたデータベースに格納し、公開されること。

<データの補完性>

- f.現在の統合化推進プログラムで構築されているデータベースやその他の国内外のデータベースとの補完性、接続性があり、それにより、より高い統合化が実現できるものであること。

<データの汎用性>

- g.本プログラムで研究開発するデータベースに関して、個々の研究分野やプロジェクトの枠を超えて、十分な数の利用者（例えば、一つの目安として数万程度）が見込まれること。

＜データベースの国際競争力＞

- h. 十分な国際競争力を備えていること（外国からも十分なアクセスが見込まれるものであること）。具体的には、外国にある類似のデータベースと遜色ないアクセス数が見込まれること。

＜データの標準化＞

- i. データ統合対象領域におけるデータ収集のフォーマットやオントロジーの標準化に向けて実効的な計画を有していること。
- j. データベースの構築、統合化に関して、NBDC から提供されるガイドライン、フォーマット、オントロジー（例：NBDC ヒトデータ共有ガイドライン、NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン）がある場合は、それに従うこと。

＜データの管理体制＞

- k. データベースの開発に際しては、データの管理に十分な体制、システムが構築されている（構築される予定である）こと。特にヒトに由来するデータ等の機微情報の扱いには特別の配慮をすること。

＜NBDC への協力＞

- l. NBDC で構築あるいは提供される他のデータベースとの連携に協力することに加え、NBDC が目指す統合データベースの方向性に従い、研究開発を進めること。
- m. データベースのアクセス情報を収集し、NBDC に提供すること。
- n. NBDC で取り組む Integbio データベースカタログ、生命科学データベース横断検索、生命科学系データベースアーカイブ、さらにヒトデータに関しては、NBDC ヒトデータベースへのデータの提供に協力すること。
- o. NBDC が実施する公開シンポジウム、利用者アンケート、学会等の展示会、講習会、パンフレット作り等に協力すること。

(3) 研究開発提案に記載すべき項目

研究開発提案には、以下を含むことが必要です。

＜研究開発の目標・ねらい＞

- a. 現在、データやデータベースにどのような問題があり、それを解消するためにどのようなデータをどのような形で統合して、ライフサイエンス研究やバイオ産業に役立てるのか。（具体的なデータ活用の姿等について記載する）

＜研究開発の背景＞

- b. 我が国では、どのような統合データベースが欠けていて、提案はそのどこをどう補うものであるのか。また、どの程度の網羅性を目指すものであるのか。
- c. 提案データベースはどのような分野のどの程度の利用者が見込めるか。その根拠は何か。（DB 利用者数の見込み等の情報を用いて、具体的に説明する）

＜研究開発計画とその進め方＞

（データベースの汎用性・優位性・網羅性・共有性）

- . どのような戦略で、網羅性、汎用性、共有性を高め、我が国を代表するデータベースに

まで持って行くのか。具体的な観点は以下の通り。

- d.本プログラムで研究開発するデータベースに関して、そこに格納すべきデータを産出する研究開発課題やグループ、あるいはデータバンクとどの程度密接な連携があるのか。また、我が国を代表する統合データベースの構築に向けて、多くの分野の研究コミュニティ、学会、関連機関等の支援がどの程度得られるのか。(汎用性)
- e.データ統合対象領域におけるデータ収集のフォーマットやオントロジーの標準化に向けた工夫がされているか。(汎用性、共有性)
- f.開発対象とするデータベースと競合しそうなデータベースにどのようなものがあるか。それらと比べての国際競争力はどの程度か。その根拠は何か。その国際競争力をどのようにして維持・確保するのか。(DB 利用者数の見込み等の情報を用いて、具体的に説明する)(優位性)
- g.データの共有、公開のルールはどうなっているのか。研究代表者グループ及び、共同研究者グループが保有している全てのデータ(過去に取得したデータも含まれる)について、本プログラムで構築されたデータベースに格納し、公開するにあたり、どのようなデータ・どこまでのデータを対象とするのか。(網羅性・共有性)
- h.ヒトに関するデータを扱う場合には、機微情報に関しても、制限付きアクセスで利用可能であるか。また、それらの情報を含むデータベースの開発に関し、データの管理に十分な体制、システムが構築されているか。(共有性)
(データベースの持続性・補完性)
- i.研究開発期間中および研究開発期間終了後、データベースの維持更新を予算増を伴わずに持続可能にする方策はあるのか。(持続性)
- j.平成23年度からの統合化推進プログラムで構築されている既存の統合データベースとの補完性、接続性はどのようになっているのか。(補完性・接続性)
(具体的な実施方法・実効性)
- k.統合データベース構築のために、どのようなデータベースシステム、データフォーマット、利用者インタフェース、オントロジー等を用意するのか。あるいは、開発するのか。また、統合化に必要なキュレーション、アノテーション、メタデータ付与等をどのように実施するのか。
- l.ユーザーのニーズを反映し、当該データベースの利便性を向上するための工夫がされているか。
(管理体制)
- m.各種情報を含むデータベースの開発に関し、データの管理に十分な体制、システムが構築されているか。(特にヒトに関するデータ等の機微情報に関して)

なお、研究開発提案にあたっては、以下の点に十分な配慮・検討をお願いします。

- ・研究開発課題終了後もデータベース統合化に関して永続的に取り組む体制であることが望ましい。
- ・データベース構築に際して、アノテータやキュレータ等の人材育成に配慮することが

望ましい。

- ・論文を書くこと、特許を出すことを成果とするものではないが、本開発の成果公開や実用化を損なわずに価値を高められる場合には、論文等での公表を積極的に進めることが望ましい。

6. 研究開発期間

研究開発期間は3年以内（最長、平成29年3月末まで）

7. 研究開発費

- (1) 研究開発課題の研究開発費は、以下の範囲で研究開発提案者が設定し、応募することができます。

3千万円～5千万円／年（全研究開発期間総額9千万円～1.5億円）

研究開発提案の内容と研究開発費とを総合的に評価し、審査を実施することとなりますので、応募段階における統合の状況、想定される開発の規模、データ量等、十分考慮して研究開発費の設定を行ってください。

なお、研究開発費の額は調整させていただくことがあります。

- (2) 予算計画は研究開発計画に基づいて設定してください。
- (3) 研究総括は、研究開発課題採択後、研究代表者と相談の上、予算等を定めた研究開発計画を決定します。なお、研究総括の評価や研究開発の展開状況により研究開発費が増減することがあります。

(注) 研究開発提案書の（様式1）に研究開発期間を通じた研究開発費総額（千円単位）を、研究開発提案書の（様式6）に費目ごとの研究開発費計画と研究グループごとの研究開発費計画を記載してください。

- (4) 研究開発費は、原則としてその全額を委託研究開発費として、研究代表者および主たる共同研究者の所属する研究機関とJSTとが結ぶ委託研究契約に基づき、各研究機関で執行していただきます。（1）に記載の研究開発費は直接経費であり、直接経費の30%を上限とする間接経費を、JSTが別途措置して研究機関に支払います。
- (5) 研究開発費（直接経費）の用途については、以下の通りです。

- a) 研究開発費（直接経費）とは、当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。
- ① 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
 - ② 旅 費：研究代表者や研究参加者（研究チームメンバー）の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
 - ③ 人件費・謝金：当該研究開発を遂行するために新たに雇用する有期かつ専従の年俸制等の雇用者（研究員、技術員等）の人件費、データ整理等のための有期の時給制等雇用者（技術員、研究補助者等）の人件費、リサーチアシスタント（※）の人件費、講演依頼謝金等
 - ④ その他：上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費

研究開発成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）、機器リース費用、運搬費等

b) 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。

- ①当該研究開発の研究開発目的に合致しないもの
- ②データの生産を目的とした研究開発活動
- ③間接経費としての使用が適当と考えられるもの

（注）JST では、研究開発費の柔軟で効率的な執行を研究機関に対して要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。

※リサーチアシスタント（RA）について

第4期科学技術基本計画においては、『国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）等給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。」という第3期基本計画における目標の早期達成に努める。』とされています。

この趣旨を踏まえ、JST では博士課程（後期）在学者をRAとして雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています（月額17万円程度）。

（6）繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JSTでは単年度会計が研究開発費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理の一因となることに配慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越し制度を導入しています。（繰越し制度は、複数年度契約を締結する大学等を対象とします。）

8. 応募方法

研究開発提案の応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）※により行っていただきます。本プログラムに応募する研究代表者は、e-RadのログインID、パスワードが必要になります。e-Radによる応募方法については参考1（56ページ）を必ずご確認の上、e-Radよりご応募ください。

締切間際はe-Radが混雑する上、提案書の作成環境によってアップロードできない場合があります。応募手続きは可能な限り締切前日までに済ませてください。

e-RadのログインID、パスワードの取得に当たっては、1)研究機関に所属する研究者については、e-Radにおける研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が、2)研究機関に所属していない研究者については、e-Radにおける研究者情報の登録が、事前に必要となります。登録方法については下記e-Radポータルサイトをご参照ください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを

行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、JST及び他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、「統合化推進プログラム」への応募はe-Rad上での所属研究機関の承認を必要としていません。研究開発提案者ご自身から直接応募していただきます。

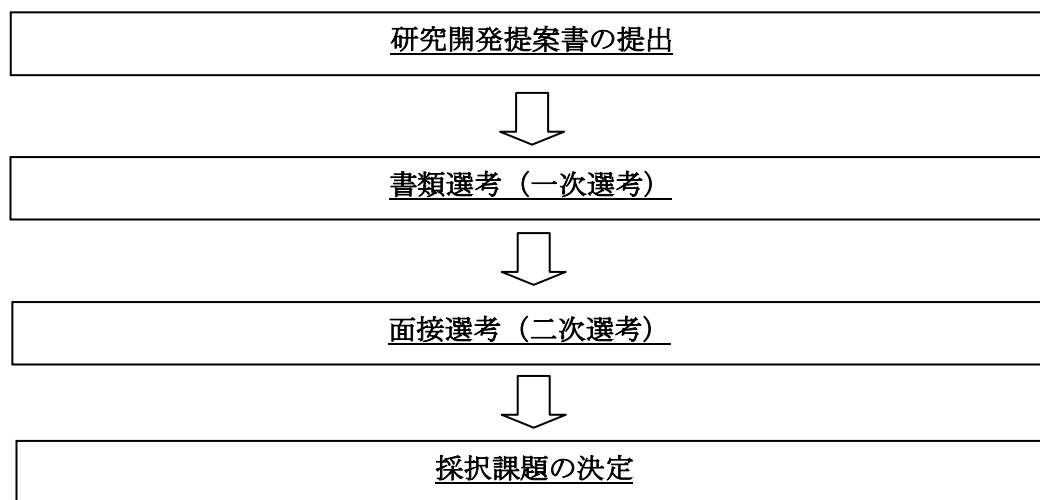
※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

<http://www.e-rad.go.jp/>

9. 選考の方法等

スケジュールは「II. 2. 募集・選考スケジュールについて」（6 ページ）をご参照ください。

- (1) 研究総括が研究アドバイザー等の協力を得て、書類選考、面接選考の2段階選考を行います。必要に応じて、その他の調査等を行う場合があります。また、外部評価者に協力を得ることもあります。この選考に基づき、JST は研究代表者および研究開発課題を選定します。



- (2) 公正で透明な評価を行う観点から、JST の規定に基づき、研究開発提案者等に関して、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。

- a. 研究開発提案者と親族関係にある者。
- b. 研究開発提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
- c. 研究開発提案者と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究開発提案者等の研究開発課題の中での研究分担者等、研究開発提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 研究開発提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

- e. 研究開発提案者等の研究開発課題と直接的な競争関係にある者。
 - f. その他 JST が利害関係者と判断した場合。
- (3) 研究開発提案者が研究総括と下記の関係にあるとされる場合には、研究開発提案書を選考対象から除外することになりますので、そのような可能性がある場合には事前にお問い合わせください。お問い合わせ先は裏表紙をご参照ください。
- a. 研究開発提案者が研究総括と親族関係にある場合。
 - b. 研究開発提案者が研究総括と大学、独立行政法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業に所属している場合。
 - c. 現在、研究開発提案者が研究総括と緊密な共同研究を行っている場合。または過去5年以内に緊密な共同研究を行った場合。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、研究開発課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等)
 - d. 過去に通算10年以上、研究開発提案者が研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあった場合。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とします。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究開発提案者の研究指導を行っていた期間も含まれます。
※副研究総括と上記の関係にあるとされる場合にも、同様の扱いとなります。
- (4) 選考に係わった研究アドバイザー等の氏名は、採択課題の発表時に公表します。
- (5) 面接選考の実施および選考結果の通知
- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究開発提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程（※）、追加で提出を求める資料等についてご案内します。
（※）面接選考の日程は決まり次第、バイオサイエンスデータベースセンターのホームページ「公募情報」(<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>) よりお知らせします。
 - b. 面接選考では、研究開発提案者ご本人に研究開発構想の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、英語での面接も可能です。
 - c. 書類選考、面接選考の各段階で不採択となった研究開発提案者には、その都度、選考結果を書面で通知します。
 - d. 選考の結果、採択となった研究開発提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開発開始の手続きについてご案内します。

10. 選考の観点

(1) 統合化推進プログラムの選考の基準は、以下のとおりです。

「5. 対象となる研究開発提案 (2) 応募課題 (研究開発提案) が満たすべき要件」(9 ページ) の他に、「5. 対象となる研究開発提案 (3) 研究開発提案に記載すべき項目」(10 ページ) に関し、以下の基準で選考いたします。

(対象とするデータベースに関して)

- a. 目指しているデータベース統合化が我が国のライフサイエンス研究やバイオ産業につながる研究開発の発展に不可欠なものであること。
- b. 生物種や個々の目的やプロジェクトを超えて幅広い統合化を実現すること、もしくは、代表的なデータバンクとして研究の利便性が大きく上がることを目指すものであること。
- c. 多くの利用者確保に関して、十分な見通しがあること。また、そのために網羅性に加えて、データの汎用性を高めるための方策が明確であること。
- d. 関連した研究コミュニティ、学会等から十分な支援が得られ、統合データベースは、我が国の中核、拠点となるデータベースで、日本を代表するものであること。
- e. データ統合対象領域におけるデータ収集のフォーマットやオントロジーの標準化に向けた工夫がなされていること。
- f. 研究開発成果が、国際的に通用するものであること。
- g. データやデータベースの共有を積極的に促進し、公共財として誰でもが自由に活用できるようにするものを目指したものであること。さらに、データの公開や共有に関して明確なルールが定められていること。
- h. ヒトに関するデータを扱う場合には、機微情報に関しても、制限付きアクセスで利用可能であること。また、それらの情報を含むデータベースの開発に関し、データの管理に十分な体制、システムが構築されていること。
- i. データベースの維持更新に関して持続可能性を確保する戦略を備えていること。また、そのための自動化や省力化の方策がはっきりしていること。
- j. 平成23年度からの統合化推進プログラムで構築されている既存の統合データベースとの補完性、接続性が高いこと。
- k. 統合化に向けた目標設定・計画が具体的かつ明確であり、その実現の可能性が高いこと。
- l. 利用者の視点に立ったサービス提供の具体的な計画を有し、その実現性が高いこと。

(研究開発課題を推進するための研究開発体制に関して)

- m. 研究代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されていること。
- n. 研究代表者は、研究遂行のための研究開発実績と、研究チーム全体についての責任能力を有していること。
- o. 研究代表者および主たる共同研究者が所属する研究機関は、当該研究分野に関する研究開発力等の技術基盤を有していること。
- p. 研究代表者の研究開発構想を実現する上で適切な研究開発費計画であること。研究開発のコストパフォーマンスが考慮されていること。
- q. 必要に応じて外部との連携や利用者の意見のくみ上げを適切に実施し、サービスに反映できる体制であること。

r. 研究開発計画が、その成果を長期間にわたって維持改善することを考慮したものであること。

(2) 上記のほか、選考の観点・方針や運営の方針等については、「Ⅲ. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針」(40 ページ)をよくお読みください。

(3) 研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「Ⅳ. 2. 不合理な重複及び過度の集中」(43 ページ)をご参照ください。

1 1. 採択予定件数

8 件程度

1 2. 研究チーム編成、研究開発費および研究開発期間の決定

採択後の実際の研究チーム編成、研究開発費及び研究開発期間は、研究開発課題の研究開発計画により決定します。「Ⅱ. 1. (3) 研究開発計画」(4 ページ)をご参照ください。

なお、採択後に策定する研究開発計画に定める研究チーム編成および研究開発費は、本事業全体の予算状況、研究総括によるプログラムのマネジメント、課題評価の状況等に応じ、研究開発期間の途中に見直されることがあります。

1 3. 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等

(1) JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

a. 募集要項等の要件を遵守する。

b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用等を行わないことを約束する。

c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用等)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修するとともに、周知することを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注) 本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択された研究課題に適用されています。

(3) 参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざんおよび盗用等)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

(4) 研究の推進および管理

- a.研究代表者は、研究計画の立案をその実施に関することをはじめ、研究チーム全体に責任を負っていただきます。
- b. JST（研究総括を含む）に対する所要の研究報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。
- (5) 研究代表者は、研究チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発期間とともに適切に行っていただきます。主たる共同研究者は、自身の研究グループの研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。
- (6) 自身のグループの研究参加者や、特に当該研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- (7) 研究開発費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください（※）。また、事後評価において、当該支援に関する取組状況や若手の博士研究員の任期終了後の進路を確認し、プラスの評価の対象とすることがあります。
- ※若手の博士研究員のキャリアパスについて
「文部科学省の公的研究費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」（平成23年12月20日 科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。
- http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm
- (8) 研究成果の取り扱い
- a.国費である研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- b.研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行ってください。
- c.JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究チームの研究者とともに参加し、研究成果を発表していただきます。
- d.知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき所属機関から出願していただきます。
- (9) JST と研究機関との間の研究契約と、その他 JST の諸規定等に従っていただきます。
- (10) JST は、研究開発課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）および内閣府へ提供することになりますので、「Ⅳ. 1. 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて」（43 ページ）参照）予めご了承ください。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。
- (11) 本事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- (12) 研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

1 4. 研究機関の要件・責務等

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。また、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理を防止する措置を講じることが求められます。

応募に際しては必要に応じて、研究機関(採択された研究代表者の所属機関)への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

- (1) 研究開発費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、「研究機関における公的研究開発費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究開発費の管理を行っていただきます。なお、研究機関は、ガイドラインに従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査にご対応頂く必要があります(「IV. 4. 研究機関における研究開発費の適切な管理・監査の体制整備等について」(47ページ))。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/008/houkoku/07020815.htm

- (2) 研究機関は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日文部科学省科学技術・学術審議会・研究活動の不正行為に関する特別委員会)における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上等不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu12/houkoku/06082316.htm

- (3) 研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、研究機関の責任により委託研究開発費の支出・管理を行っていただきます。ただし、委託研究開発契約書及びJSTが定める事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については契約書等に従っていただきます。記載のない事項に関しては、科学研究費補助金を受給している機関にあっては、各機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠していただいて差し支えありません。
- (4) JSTに対する所要の報告等、およびJSTによる経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- (5) 効果的な研究開発推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力ください。
- (6) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願および設定登録等される際は、JSTに対して所要の報告をしていただきます。また、第三者に譲渡される際は、JSTの承諾を得ることが必要となります。
- (7) 委託研究開発の実施に伴い発生する知的財産権は、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究開発に参加する研究者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。

- (8) 各研究機関に対し、課題の採択に先立ち、また、委託研究契約締結前並びに契約期間中に事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については、JST が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、委託契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。
- (9) 委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。
- (10) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等は JST で行います）。このため、JST は、研究者等がその履修義務を果たさない場合には、所属する研究機関に委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を指示することができるものとし、研究機関はこれに協力していただきます。これに伴い、研究機関には、委託研究契約において、参画する研究者等が JST が指定する研究倫理教材の履修義務を果たさない場合は、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがあることに同意していただきます。
- （注）本項の研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されています。

15. 男女共同参画について

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長 中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在14.0%（平成23年度末現在。平成24年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続して欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています。

この機会にJSTの事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小舘 香椎子
(日本女子大学名誉教授)

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

JST 男女共同参画ホームページ

<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>

CREST で活躍する女性研究者たち

<http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html>

さきがけ「なでしこ」キャンペーン

<http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/nadeshiko/index.html>

1 6. 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3 0 0 0 万円以上の公的研究開発費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

1 7. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。得られた研究成果（論文）について、機関リポジトリ等を通じて公開いただくよう強く推奨します。

詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

1 8. 研究開発提案書（様式）の記入要領

次ページ以降の研究開発提案書の記入要領に従い、研究開発提案書を作成してください。

研究開発提案書（様式）の記入要領**区分4**

(統合化推進プログラム- 様式1)

研究開発提案書

応募プログラム	統合化推進プログラム
研究開発課題名	(20 字程度)
研究代表者氏名	
所属機関・部署・役職	
研究者番号	(e-Rad (府省共通研究開発管理システム [http://www.e-rad.go.jp/]) へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。)
学歴 (大学卒業以降)	(記入例) 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官: 〇〇〇〇教授) 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官: 〇〇〇〇教授)【記入必須 ※1】 平成〇〇年 博士(〇〇学)(〇〇大学)取得
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 平成〇〇年～〇〇年 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇〇について研究
研究開発期間	2014 年 4 月 (H26.4) ～ 2017 年 3 月 (H29.3) (3 年間)
研究開発費	総額 〇〇〇 千円

・研究者番号

応募は e-Rad より行っていただきますが、e-Rad の利用に当たっては、事前に e-Rad への研究者情報の登録が必要です。e-Rad ログイン ID がいない方は、所属研究機関の担当者、もしくは参考 3 に記載の e-Rad ヘルプデスクへお早めにお問い合わせください。

・学歴・研究歴

指導教官名、所属した研究室の室長名は必ず記載してください。※1

・研究開発期間

研究開発期間は 3 年以内です。

・研究開発費総額

研究開発費は研究開発期間内の総額を、9 千万円～1.5 億円の範囲で、千円単位までご記入ください。

(統合化推進プログラム- 様式2)

研究開発課題要旨

○ 研究開発課題要旨

〔400字程度で「研究開発構想」(様式3)の要点をまとめてください。〕

○ 照会先

〔当該研究開発課題についてよく御存知の方を2名挙げてください(外国人でも可)。それぞれの方の氏名、所属、連絡先(電話/FAX/電子メールアドレス)をご記入ください。選考(事前評価)の過程で、評価者(研究総括および研究アドバイザー等)が、本研究開発提案に関して照会する場合があります。この照会先の記載は必須ではありません。〕

(統合化推進プログラム- 様式3)

研究開発構想

- ・ 評価者が理解しやすいように記述してください。そのため、必要に応じて図や表も用いてください。
- ・ PDF に変換した研究提案書の容量は、【3MB を目安】としてください。なお 10MB を超えるファイルは、e-Rad 上にはアップロードできません。
- ・ 研究開発構想は、A4 用紙 **10 枚以内 (厳守)** にまとめてください。
- ・ 「5. 対象となる研究開発提案」(3) 研究開発提案に記載すべき項目 (10 ページ) をよくお読みいただき、提案書への記載を行ってください。

1. 研究開発の目標・ねらい

研究開発目標 (研究開発期間終了時に達成しようとする、研究開発成果の目標)、研究開発のねらい (上記研究開発成果によって直接的に得られる、科学技術上あるいは社会貢献上のインパクト) を、**具体的に**記載してください。

2. 研究開発の背景

本研究開発構想の重要性・必要性が明らかとなるよう、科学技術上の要請 (言及の必要があれば、社会的要請や経済、産業上の要請を含む) および、必要に応じて当該分野や関連分野の動向等を適宜含めて記載してください。

3. 研究開発計画とその進め方

具体的な研究開発内容・研究開発計画を記載してください。

- ・ 「1. 研究開発の目標・ねらい」をどのように達成しようとするのか、構想・計画を具体的に示していただくために、「1. 研究開発の目標・ねらい」へ向けた研究開発のマイルストーン (研究開発の途上での、研究開発の達成度の判断基準と時期) を示しつつ、タイムスケジュールの大枠を示してください。
- ・ 「1. 研究開発の目標・ねらい」の達成にあたって予想される問題点とその解決策を含みます。
- ・ 研究開発項目ごとに記載していただいても結構です。
- ・ この研究開発構想において想定される知的財産権等 (出願やライセンス、管理を含む) について、現在の関連知的財産権取得状況、研究開発を進める上での考え方を記述してください。

(次ページへ続く)

(統合化推進プログラム- 様式3 (続き))

(前ページより続く)

4. 保有しているあるいは、今後保有する予定のデータの一覧

- ・ 研究代表者グループ及び共同研究グループが現在保有する、本研究開発構想に関連する全てのデータについて、名称と件数及び概要を記載してください。

	名称	件数	概要
1			
2			
3			
4			
5			

- ・ 即時公開できないデータが上記一覧に含まれている場合、その名称と即時公開出来ない理由を記載してください。

(即時公開できないデータ)

- ・ (理由:)

5. 研究者コミュニティ及びデータ生産者との連携状況

- ・ 本研究開発構想に関連する研究コミュニティ (学会等) との連携、支援の状況を具体的に記載してください。
- ・ 本研究開発構想に関連するデータ生産者との連携状況を具体的に記載してください。

(次ページへ続く)

(統合化推進プログラム- 様式3 (続き))

(前ページより続く)

6. 研究開発実施の基盤および準備状況

本研究開発構想を推進する基盤となる、

- ・研究開発提案者自身（および必要に応じて研究参加者）のこれまでの研究開発の成果
- ・その他の予備的な知見やデータ等（存在する場合）

について、具体的に記載してください。

7. 研究開発終了時の達成目標

・研究開発終了時の達成目標について、記述してください。

- ・研究開発期間終了後の構想について、具体的に記載してください。本プログラム終了後、本プログラムの研究開発成果をどのように維持／発展させていく予定か、具体的に記載してください。

8. 研究開発の将来展望

この研究開発構想の「1. 研究開発の目標・ねらい」の達成を端緒として、将来実現することが期待される、データベース統合化の推進、統合データベースの実現、ライフサイエンス分野の情報基盤の整備、新産業創出、知的財産の取得・活用、社会貢献等を、研究開発提案者が想定し得る範囲で記述してください。

(統合化推進プログラム- 様式4)

研究開発実施体制 1

(研究代表者グループの研究開発実施体制)

- ・ 研究代表者が所属する研究機関における研究参加者を記入してください。
- ・ 研究代表者と同じ所属機関の研究参加者が、研究代表者の研究開発実施項目および概要とは明確に異なる内容で参加する場合は、研究開発実施体制2 (様式5) に記入していただいても結構です。

研究代表者グループ

(記入例)

研究機関名	〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻 (研究実施場所 〇〇大学)		
当該研究機関からの研究開発参加者	氏名	役職	エフォート (研究代表者のみ)
(研究代表者→)	〇〇 〇〇	教授	〇〇%
	〇〇 〇〇	准教授	—
	〇〇 〇〇	助教	—

- ・ エフォートには、研究者の年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究開発の実施に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。【総合科学技術会議における定義による】
- ・ 研究チームの構成メンバーについては、その果たす役割等について十分ご検討ください。
- ・ 研究参加者のうち、提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員 〇名」といった記述でも結構です。

○ 特記事項

- ・ 特別の任務等（研究科長等の管理職、学会長等）に仕事時間（エフォート）を要する場合には、その事情・理由を記入してください。

○ 研究開発実施項目および概要

- ・ 研究開発実施項目
- ・ 研究開発概要

〔 研究代表者グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載してください。 〕

- ・ 研究開発構想における位置づけ

〔 自らの研究開発構想を実現するために研究代表者グループが果たす役割等を記載してください。 〕

(統合化推進プログラム-様式5)

研究開発実施体制 2

(共同研究グループの研究開発実施体制)

- 研究代表者の所属機関以外の研究機関（共同研究機関）の研究者が加わる場合、その研究参加者を共同研究機関ごとに記入してください。
- 産学官からの様々な研究機関を共同研究グループとすることが可能です。
- 共同研究グループの数に上限はありませんが、研究代表者の研究開発構想の遂行に最適で必要十分なチームを編成してください。研究代表者が担う役割が中心でない、共同研究グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は、研究開発体制としては不適切です。
- 研究チームに共同研究グループを加えることは、必須ではありません。

共同研究グループ (1)

(記入例)

共同研究機関名	◇◇研究所 ◇◇研究室 (所属研究機関コード ¹⁾) (研究実施場所 ◇◇研究所)		
当該研究機関からの研究開発参加者	氏名	役職	エフォート (主たる共同研究者のみ)
(主たる共同研究者→)	◇◇ ◇◇ (研究者番号 ²)	主任研究員	◇◇%
	◇◇ ◇◇	研究員	—
	... ³⁾		

- 主たる共同研究者は、所属先の e-Rad 所属研究機関コードを記載してください。
- 主たる共同研究者は、科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。
- 研究参加者の行は、必要に応じて追加してください。

○ 研究開発実施項目および概要

- 研究開発実施項目
- 研究開発概要

[本共同研究グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載してください。]

- 研究開発構想における位置づけ・必要性

[研究代表者の研究開発構想を実現するために本共同研究グループが必要不可欠であることの原因、位置づけ等を記載してください。]

(次ページへ続く)

(統合化推進プログラム・様式5 (続き))

(前ページより続く)

共同研究グループ (2)

(記入例)

共同研究機関名	□□株式会社 □□研究所 (所属研究機関コード ¹⁾) (研究実施場所 □□株式会社)		
当該研究機関からの研究開発参加者	氏名	役職	エフォート (主たる共同研究者のみ)
(主たる共同研究者→)	□□ □□ (研究者番号 ²)	主任研究員	□□%
	□□ □□	研究員	—
	... ³⁾		

- 1) 主たる共同研究者は、所属先の e-Rad 所属研究機関コードを記載してください。
- 2) 主たる共同研究者は、科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。
- 3) 研究参加者の行は、必要に応じて追加してください。

○ 研究開発実施項目および概要

- ・ 研究開発実施項目
- ・ 研究開発概要

[本共同研究グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載してください。]

[・ 研究開発構想における位置づけ・必要性
研究代表者の研究開発構想を実現するために本共同研究グループが必要不可欠であること
の理由、位置づけ等を記載してください。]

(統合化推進プログラム-様式6)

研究開発費計画

- ・ 費目別の研究開発費計画と研究グループ別の研究開発費計画を年度ごとに記入してください。
- ・ 面接選考の対象となった際には、さらに詳細な研究費開発計画を提出していただきます。
- ・ 採択された後の研究開発費は、本事業全体の予算状況、研究総括によるマネジメント、課題評価の状況等に応じ、研究開発期間の途中に見直されることがあります。
- ・ 研究チーム編成は、研究代表者の研究開発構想を実現するために必要十分で最適な編成を提案してください。共同研究グループを編成する場合、共同研究グループの必要性や共同研究グループへの予算配分の適切性、コストパフォーマンス等も重要な選考の観点となります。

(記入例)

○ 費目別の研究開発費計画 (チーム全体)

	初年度 (H26.4～H27.3)	2年度 (H27.4～H28.3)	3年度 (H28.4～H29.3)	合計 (千円)
設備費	15,000	10,000	15,000	40,000
材料・消耗品費	2,000	10,000	10,000	22,000
旅費	1,000	5,000	5,000	11,000
人件費・謝金 (研究員等の数)	5,000 (3)	5,000 (3)	6,000 (4)	16,000
その他	2,000	10,000	10,000	22,000
合計 (千円)	25,000	40,000	46,000	111,000

研究開発費の費目と、その用途は以下の通りです。

- ・ 設備費：設備を購入するための経費
- ・ 材料・消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費
- ・ 旅費：研究代表者や研究参加者の旅費
- ・ 人件費・謝金：研究員・技術員・研究補助者等の人件費、謝金
- ・ (研究員等の数)：研究開発費で人件費を措置する予定の研究員、技術員、研究補助者の人数
- ・ その他：上記以外の経費 (研究開発成果発表費用、機器リース費、運搬費等)

(次ページへ続く)

(統合化推進プログラム - 様式6 (続き))

(前ページより続く)

○ 研究グループ別の研究開発費計画

- ・ 研究代表者の研究開発構想を実現する上で適切な研究開発費計画であり、研究開発のコストパフォーマンスが考慮されていることや、共同研究グループへの予算配分の適切性も重要な選考の観点となります。

	初年度 (H26.4~H27.3)	2年度 (H27.4~H28.3)	3年度 (H28.4~H29.3)	合計 (千円)
研究代表者 グループ	15,000	10,000	11,000	36,000
共同研究 グループ (1)	13,000	12,000	10,000	35,000
共同研究 グループ (2)	10,000	20,000	10,000	40,000
合計 (千円)	38,000	42,000	31,000	111,000

○ 購入予定の主要設備 (1件 5,000千円以上、機器名、概算価格)

- (記入例) ○○○○○○ 15,000千円
 ○○○○○○ 5,000千円
 ○○○○○○ 10,000千円
 ○○○○○○ 5,000千円
 ○○○○○○ 10,000千円
 ○○○○○○ 5,000千円

(統合化推進プログラム・様式7)

論文・著書リスト (研究代表者)

○ 本提案に関連する主要な文献

研究代表者が近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連し重要と思われるものを選んで、現在から順に発表年次を過去に遡って記入してください。本人が筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。

記載項目は著者（著者は全て記入してください。）、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年です。項目順は自由です。

○ 上記以外の主要な文献

上記の「本提案に関連する主要な文献」以外で、最近発表された主要なものを中心に記入してください。本人が筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。

記載項目は著者（著者は全て記入してください。）、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年です。項目順は自由です。

「本提案に関連する主要な文献」、「上記以外の主要な文献」を併せて A4 用紙 2 ページ以内 で記入してください。

(次ページへ続く)

(統合化推進プログラム - 様式7 (続き))

(前ページより続く)

論文・著書リスト (主たる共同研究者)

主たる共同研究者が近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連し重要と思われるものを中心に選んで、現在から順に発表年次を過去に遡って記入してください。主たる共同研究者本人が筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。

記載項目は著者（著者は全て記入してください。）、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年です。項目順は自由です。

主たる共同研究者1人につき A4 用紙 1ページ以内 で記入してください。

(統合化推進プログラム - 様式8)

特許リスト(研究代表者・主たる共同研究者)

○ 主要特許

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

〔 近年に出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、A4 用紙
1 ページ程度で記入してください。 〕

・ 研究代表者

・ 主たる共同研究者

(統合化推進プログラム - 様式9)

これまでに作成したデータベース(研究代表者・主たる共同研究者)

○ 主要作成データベース

作成データベース名・URL・作成者・データベースの概要・公開日・アクセス数等の利用数

- ・過去に作成したデータベースについて、簡潔にわかりやすく記入してください。
- ・過去に開発したデータベースに関連するプログラム（検索ツール等）について、簡潔にわかりやすく記入してください。

- ・ 研究代表者

- ・ 主たる共同研究者

(統合化推進プログラム - 様式10)

他制度での助成等の有無

研究代表者及び主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等（JSTの他制度での助成を含む）について、制度名ごとに、研究課題名、研究開発期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

<ご注意>

- ・「不合理な重複及び過度の集中の排除」に関しては、「IV.応募に際しての注意事項」をご参照ください。
- ・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究開発提案の選考中にその採否等が判明する等、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、巻末のお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。

(記入例)

研究代表者（研究開発提案者）：氏名 ○○ ○○

制度名 ¹⁾	受給状況 ²⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 開発 期間	役割 ³⁾	(1)本人受給研究費 ⁴⁾ (期間全体) (2)〃 (H26年度 予定) (3)〃 (H25年度 予定) (4)〃 (H24年度 実績)	エフォート (%) ⁵⁾
科学研究費補助金 基盤研究(S)	受給	○○○○○ ○○○○○	H23.4 － H28.3	代表	(1)100,000 千円 (2)25,000 千円 (3)25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
○○財団○○ 研究助成	申請	○○○○○ ○○○○○	H25.4 － H27.3	代表	(1)5,000 千円 (2)5,000 千円 (3)－ (4)－	15
... ⁶⁾						

- 1) 現在受給中または受給が決定している助成等について、本人受給研究費（期間全体）が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください。
- 2) 助成等が、現在受給中または受給が決定している場合は「受給」、申請中または申請予定であれば「申請」と記入してください。
- 3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 4) 「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。
- 5) 「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（%）を記載してください【総合科学技術会議における定義による】。申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、本プログラムのみに採択されると想定した場合の、受給中・受給予定の助成等のエフォートを記載してください。
- 6) 必要に応じて行を増減してください。

(次ページへ続く)

(統合化推進プログラム - 様式10 (続き))

(前ページより続く)

(記入例)

主たる共同研究者1：氏名 ◇◇ ◇◇

制度名 ¹⁾	受給状況 ²⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 開発 期間	役割 ³⁾	(1)本人受給研究費 ⁴⁾ (期間全体) (2) // (H26年度 予定) (3) // (H25年度 予定) (4) // (H24年度 実績)	エフォート (%) ⁵⁾
厚生労働省科研費	受給	◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇	H25.4 — H27.3	代表	(1)45,000 千円 (2)10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4)-	20
〇〇財団〇〇研究助成	受給	◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇	H25.4 — H27.3	分担	(1)1,500 千円 (2)1,000 千円 (3) 500 千円 (4)-	5
... ⁶⁾						

(記入例)

主たる共同研究者2：氏名 □□ □□

制度名 ¹⁾	受給状況 ²⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 開発 期間	役割 ³⁾	(1)本人受給研究費 ⁴⁾ (期間全体) (2) // (H26年度 予定) (3) // (H25年度 予定) (4) // (H24年度 実績)	エフォート (%) ⁵⁾
					(1) (2) (3) (4)	
... ⁶⁾						

1) ~ 6) については前ページのカッコ内をご参照ください。

(統合化推進プログラム- 様式 1 1)

その他特記事項

- ・ ライフサイエンスデータベース統合推進事業に応募した理由、研究開発に際してのご希望、ご事情その他について、A 4 用紙 1 ページ以内 で自由に記入してください。
- ・ 特筆すべき受賞歴等がある場合には、必要に応じて本項に記載してください。

Ⅲ. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針

統合化推進プログラム

研究総括：高木利久（東京大学 大学院新領域創成科学研究科 教授）

副研究総括：長洲毅志（エーザイ株式会社 CINO 付 担当部長）

データベースは、ライフサイエンスやバイオ産業の推進に欠かせない研究基盤であると同時に、これまでの研究開発成果の集積体、すなわち、研究のフロンティアを体現したものでもあります。そう考えてみますと、データベースの構築はライフサイエンス研究の目的そのものであるとも言えます。現在、我が国でも数多くの大規模プロジェクトが推進されていますが、これらの目的の一つはデータベース作りにあると言っても過言ではありません。それゆえ、データベースは単なる道具や脇役的な存在では決してありません。データベースは今後の研究の方向性を示したり、研究スタイルに変更をもたらしたり、といった先導的な役割を果たす可能性を秘めたものです。

ライフサイエンスにおけるデータベースの存在をこのように非常に重要なものであるとしますと、どのようなデータベースを持っているかが、その国のライフサイエンスの実力の反映であるとも言えます。

しかしながら、残念なことに我が国では、これまでどちらかといえば、データベースは研究の副産物であり、それを作ることは研究者がメインにすることではない、と思われてきました。また、自分で作らなくても外国のものを使えば良い、と思われてきました。

このような考えの背景には、データベース作りは作業である、それゆえデータベース作りをしても評価されない、等の研究者心理がありました。しかし、データベース作りは決して作業ではありません。どういうデータをどういう方法で収集するか、これらのデータにどのような意味付けをするか、データの品質管理をどうするか、意味付けされたデータをどのような形で計算機上に表現し格納するか、どううまく検索・活用し新たな知識や仮説とするか、といった高度に知的な研究開発が伴わなければ、決して良いデータベースは作れません。データベース作りがライフサイエンスの研究の目的の一つであるとする、データベースの研究開発はライフサイエンスの中心的な課題そのものです。

しかしながら、上に書きましたように、我が国では長い間データベース作りが軽視されてきました。その結果、ここにきて、そのつけを払わないといけなような状況になってきました。大げさに言えば、ライフサイエンスが大量情報時代、最近の流行語で言えばビッグデータ時代に突入したいま、貧弱なデータベースやデータベースを活用できる人材の不足が、我が国におけるライフサイエンスやバイオ産業の発展を滞らせるまでになってきました。一部の例外を除いて、我が国には世界に誇れるデータベースがありません。また、データベースを作ったり活用したりできる人材も多くはありません。このことは、データベースだけの問題ではなく、ライフサイエンス研究そのものの競争力の問題に直結します。

そこで、このような問題を何とか解消すべく、平成18年度より文部科学省の「ライフサイ

Ⅲ. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針

「ライフサイエンス分野の統合データベース事業」が始まりました。このプロジェクトの約4年半にわたる活動により、まだまだ道遠しではありますが、我が国におけるデータベース環境が大幅に改善されました。また、データベースやそれに従事する人々に対する理解も深まりました。この「ライフサイエンス分野の統合データベース事業」は平成23年3月末に終了しましたが、当然のことながら、いわゆる研究プロジェクトとは異なり、データベース整備は継続的に進めることが何よりも肝要ですので、これまでの成果を継続発展させることを目的として、平成23年4月にJSTに新たに「バイオサイエンスデータベースセンター」(NBDC:National Bioscience Database Center)が設置されることになりました。

データベースの整備、統合化には、データの共有や公開のためのルールやガイドラインの策定、パーソナルゲノム等の機微情報を扱うためのガイドラインの策定や管理システムの開発、高度な検索や知識発見を支援するための情報技術やオントロジーの開発、個別研究分野をまたぎ、かつ、標準化され、統一的なインタフェースで誰でも簡便に利用できる統合データベースの構築、データベース構築や統合化を行う人材の育成、それらの人材やデータベース作りを評価する研究文化の醸成、等さまざまな活動が必要不可欠ですが、NBDCでは、設立以来3年間、このような活動を積極的に進めて、あるいは、支援して参りました。

このような活動の中で、本「統合化推進プログラム」は、これまでの3年間、生物種別、分野別、目的別、データ種類別のデータベース統合化をファンディングの形で推進してきました。今後は、統合化をより高い次元にまで持って行くことが求められます。網羅性をさらに高めるのはもちろんのこと、領域や分野を超え、より汎用性が高く、誰もが恩恵を受けるような、利用に制約のない、真に公共財と言えるデータベースにしたいと考えております。

これが実現した暁には、我が国を代表するとともに、世界に誇れる統合データベースが生まれるものと思います。しかし、これだけでは十分ではありません。

本プログラムで構築された統合データベース群が、バラバラではなく有機的につながり、イノベーションに貢献できるものになる必要があります。また、限られた予算の中で、できるだけ多くの研究者、開発者、技術者が恩恵をうけ、それがひいては最大限の効果を生むものでなければなりません。

本統合化推進プログラムに応募される方は、繰り返しになりますが、できるだけ多くの研究者、技術者が自分の仕事に役立てられる汎用的なデータをできるだけ網羅し、個別研究分野や個別プロジェクトを超えて、それらをつなぎ、かつ、フォーマットやオントロジーが標準化され、統一的なインタフェースで、誰でも自由に簡便に利用できる、そして世界に誇れる、それでいて持続可能性に十分配慮した、さらに、他の統合化推進プログラムの課題と有機的につながる、統合データベースの構築を目指して、魅力的な提案をしていただければと思います。

冒頭に申し上げたように、データベースはライフサイエンスのインフラであり、かつ、ボランティアです。また、その整備や統合化は高度に知的な活動であり、ライフサイエンス研究そのものです。できるだけ多くの方に使ってもらえるような、すばらしいデータベースを開発することには、多くの方に読まれ、参照される研究論文を書くのと同じ喜びがあると思います。

一方で、いわゆる研究プロジェクトとは異なり、個々の創意工夫は当然していただくものの、自分の課題、自分の喜びだけではなく、本プログラム全体に貢献する、ライフサイエンス研究

Ⅲ. プログラムの概要および研究総括の募集・選考・プログラム運営にあたっての方針

全体に奉仕するという使命があることは忘れないでいただきたい。是非、このような精神を共有する方の積極的な応募を期待しております。

IV. 応募に際しての注意事項

○ 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

○ 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

○ 研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/H15/H15HO059.html>

○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究者の氏名、所属、研究開発課題名、及び研究開発課題要旨を公表する予定です。また、採択者の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のためにJSTが使用することがあります。

○ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

2. 不合理な重複及び過度の集中

○ 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）等を通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

【「不合理な重複」及び「過度の集中」について】

(ア)「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的資金が配分される研究の名

称及びその内容をいう。以下同じ。) に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究開発費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究開発課題について複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究開発課題の間で、研究開発費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準ずる場合

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限する者ではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先(jst-kikaku@biosciencedbc.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ)「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、採択の取り消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- 2) 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究開発費が配分されている場合

- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先(jst-kikaku@biosciencedbc.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成 24 年 10 月 17 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)より)

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究開発提案書の様式に従ってその内容を記載して頂きます(統合化推進プログラム・様式10)。

これらの研究開発提案内容やエフォート(研究充当率)(※1)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究開発提案が不採択、採択取り消し、又は研究開発費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究開発提案が不採択、採択取り消し又は研究開発費が減額配分となる場合があります。

(※1) エフォート（研究充当率）について

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究開発提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問い合わせ先まで速やかに連絡してください。

3. 研究開発費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究開発費を他の用途に使用したり、JST から研究開発費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究開発費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究開発費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発に関して、研究開発の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究開発費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者等を含む）は、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。
- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（※2）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究開発費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（遡及して適用することがあります）。

(※2) 他の具体的な対象制度は、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

その他、平成 26 年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がございますので、適宜文部科学省及び JST のホームページ等で御確認ください。

- 本事業において研究開発費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度（※2）において申請及び参加が制限される場合があります。なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請及び参加の

IV. 応募に際しての注意事項

期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究開発に参加することを指します。また、本事業の研究開発費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※3）に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

（※3）「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

研究開発費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究開発費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究開発費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究開発費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

（注）平成25年度以降に新たに採択された研究課題（継続課題を含む）について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成24年10月17日）による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成24年12月28日付で規則改正しました（施行日は平成25年1月1日）。上表の制限期間は、変更後のものです。

- 本制度において、研究開発費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

4. 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

- 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。科研費を受けている研究機関については、当該事業経費の執行についても科研費と同様の監査を行う場合、JSTの委託費の精算に伴う実地調査を省略いたします。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

- 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関（※4）では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、原則として研究開発開始（契約締結日）までに、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

実施状況報告書の提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1332876.htm

（※4）本事業では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受けるとする共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成25年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

5. 研究活動の不正行為に対する措置

- 研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

- 本事業の研究開発課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究開発の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

制限の期間は、原則として、1 年から 10 年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
	上記以外の著者		2～3 年
3 1 及び 2 を除く不正行為に関与した者		2～3 年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年

（注）平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成 24 年 10 月 17 日）を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12 月 28 日付けで規則改正しました（施行日は平成 25 年 1 月 1 日）。上表の制限期間は、改正後のものです。

- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（※2）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（遡及して適用することがあります）。
- 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度（※2）において申請及び参加が制限される場合があります。

6. 人権の保護および法令等の遵守への対応について

- 研究構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・研究対策に対する取組みを必要とする研究等法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究開発については、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 83 号）
- ・ ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 84 号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 19 年法律第 8 号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- 研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

7. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。
※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ishukanri03.pdf

Q & A

Q&Aについては、以下のバイオサイエンスデータベースセンター「公募情報」ホームページもご参照ください。

<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の運用、所属研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作等に関しては、以下のホームページをご参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/>

II. 1. (3) 研究開発計画について

(研究開発実施体制・予算配分について)

Q 研究開発実施体制の共同研究グループの編成および共同研究グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。

A 提案されている研究開発構想に対する実施体制が、研究代表者が担う役割が中心的ではない、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する、研究開発構想における共同研究グループの役割・位置づけが不明、共同研究グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。

Q 研究開発提案書に記載した研究開発実施体制および予算総額を、面接時に変更することはできますか。

A 研究開発提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう研究開発提案時に慎重に検討ください。なお、採択時に研究総括からの指示により変更を依頼することはあります。

II. 1. (4) 課題評価について

(研究開発の評価について)

Q 研究開発の評価はどのように行い、それをどのように活かしていますか。

A 本事業の研究開発課題の評価としては、原則として、1)研究開発期間終了後に行われる事後評価があります。詳しくは「II. 1. (4) 課題評価」(4 ページ)をご参照ください。また、プログラムの評価(「II. 1. (5) プログラム評価」(5 ページ))、および研究開発終了後一定期間を経過した後に行う追跡評価があります。全ての評価結果は、ホームページにて公表しています。

II. 1. (6) 研究開発契約と知的財産権の帰属について

(研究開発契約について)

Q 委託研究開発契約は複数年度契約となるのですか。

A 研究開発期間3年を予定していますので、3カ年度の委託研究契約となります。

Q 「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再

委託」(注)の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究開発契約を締結する形式のこと。

A 本事業では、研究開発契約は「再委託」の形式はとっておりません。JST は、研究代表者および主たる共同研究者が所属する研究機関と個別に研究開発契約を締結します。

II. 4. 応募者の要件について

(応募者の要件について)

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとれるのであれば可能です。

II. 7. 研究開発費について

(間接経費について)

Q 間接経費は、研究開発契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。

A 委託研究開発契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として研究開発費(直接経費)の30%を上限とする額を別途お支払いします。

Q 間接経費は、どのような使途に支出するのですか。

A 間接経費は、本事業に採択された研究開発課題に参加する研究者の研究開発環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- －施設管理・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
- 等

2) 研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
 - 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －特許関連経費
- －研究棟の整備、維持及び運営経費
- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- －設備の整備、維持及び運営経費
 - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - －図書館の整備、維持及び運営経費
 - －ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
- 等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要等となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類（※）を、当該委託研究契約の終了後5年間適切に保管しておく必要があります。

（※）証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位毎の区分経理は必要ありません）。

（繰越しについて）

Q 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。

A 大学等の非営利機関が複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越しを行うことが可能です。この場合、JST への返金を行わず研究機関に研究開発資金を残したままの繰越しを可能としていること、一定の要件を満たすことで、研究機関の判断に基づく繰越しを可能としていること等、手続きを簡便なものとしています。

また、繰越額の確定報告については、その報告期限を次年度に設定していること、研究開発進捗の状況から研究開発費に残余が発生した場合であっても、一定の要件に合致する場合には繰越しを可能としていること等、研究開発費の柔軟な執行に配慮した制度となっています。

詳しくは、JST が別途定める委託研究契約事務処理説明書をご参照ください。

（研究開発費の使途について）

Q プログラム作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則としてできません。

II. 8. 応募方法について

(平成26年度研究開発提案募集への応募について)

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JSTと研究者が研究開発を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。

Q 締切時間までに入力を開始すれば応募は認められますか。

A 締切時間までにe-Rad画面上で応募が完了することが必要です。締切後は、応募を一切お受けできませんので、あらかじめご了承ください。

II. 18. 研究開発提案書(様式)の記入要領

(研究開発費について)

Q 研究開発提案書に記載する「研究開発費総額」(様式1)や「研究開発費計画」(様式6)には、委託研究契約を締結した場合に研究機関に支払われる間接経費も加えた金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費の分のみを記載してください。

Q 採択後、チーム内での研究開発費の配分はどのように決めるのですか。

A チーム内での研究開発費の配分は、採択後に毎年度策定する研究開発計画書によって決定します。研究開発計画については、「II. 1. (3) 研究開発計画」(4ページ)をご参照ください。

(研究開発費の記載について)

Q 研究開発提案書に、研究開発費の積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要はありますか。

A 研究開発費の積算根拠は必要ありませんが、費目ごとの研究開発費計画や研究グループごと研究開発費計画を研究開発提案書の様式6に記載してください。また、面接選考の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途お願いする予定です。

その他

Q 本事業のプログラムオフィサー(PO)は誰ですか。また、どのような役割を果たすのですか。

A 本事業では、研究総括が、競争的資金制度に設置されるプログラムオフィサー(PO)となっています。研究総括の役割については、「II. 1. (2) 研究総括」(4ページ)をご参照ください。

Q 様式1の研究者番号とは何ですか。

A e-Rad(府省共通研究開発管理システム [<http://www.e-rad.go.jp/>])へ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を指します。

応募はe-Radより行っていただきますが、科学研究費補助金研究者番号の有無に関わらず、e-Radの利用に当たっては、事前にe-Radへの研究者情報の登録が必要です。e-RadログインIDがない方は、所属研究機関の担当者、もしくは「(参考1)2. 利用可能時間帯、問い合わせ先」(57ページ)に記載のe-Radヘルプデスクへお問い合わせください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接選考時の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。「Ⅱ. 2. 募集・選考スケジュールについて」(6ページ)に示してある面接選考期間をご確認いただくと共に、各プログラムの面接選考の実施日程については、バイオサイエンスデータベースセンターのホームページ(<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>)からお知らせいたしますので、ご確認ください。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で研究開発の継続は可能です。異動に伴って、研究代表者の交替はできません。

Q 研究開発実施中に移籍等の事由により所属研究機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を変更後の研究機関等に移動することはできますか。

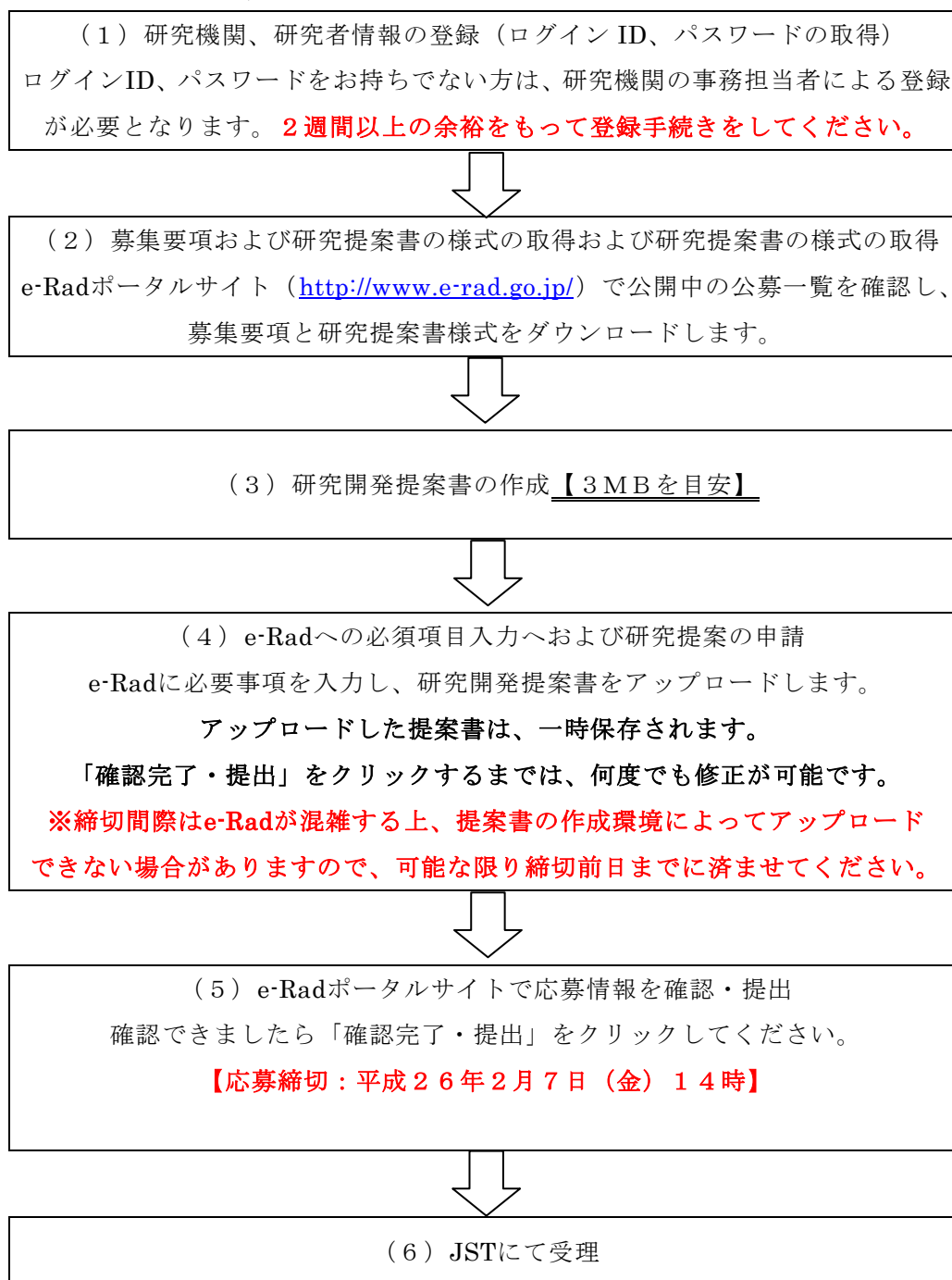
A 委託研究開発費(直接経費)により取得した設備等は、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動することとなっています。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について

1. e-Radによる応募

平成26年度 ライフサイエンスデータベース統合推進事業「統合化推進プログラム」への研究開発提案の応募は、e-Rad により行っていただきます。e-Rad を利用した応募の流れは下図の通りです。

e-Radを利用した応募の流れ



府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは：

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Radの利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24時間365日稼働)

ただし、上記時間帯であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用が一時的に停止されることがあります。e-Radの運用が停止される際には、e-Radポータルサイトにて予告されます。

(2) 問い合わせ先

制度に関する問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。バイオサイエンスデータベースセンターのホームページ「公募情報」

(<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>) およびe-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよくご確認した上で、お問い合わせください。

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST バイオサイエンスデータベースセンター 企画運営室	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いいたします(お急ぎの場合を除く)> E-mail : jst-kikaku@biosciencedbc.jp 電話番号 : 03-5214-8491 受付時間 : 10:00～12:00 / 13:00～17:00※ ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Radの操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号 : 0120-066-877 (フリーダイヤル) 受付時間 : 9:00～18:00※ ※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く

3. 具体的な操作方法と注意事項

(1) 研究機関、研究者情報の登録 (ログインID、パスワードの取得)

「統合化推進プログラム」研究代表者として応募する研究者は、e-Radに研究者情報を登録して、ログインID、パスワードを取得しておく必要があります。

e-RadのログインID、パスワードの取得に当たっては、1) 研究機関に所属する研究者については、e-Radにおける研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が、2) 研究機関に所属していない研究者については、e-Radにおける研究者情報の登録が事前に必要となります。登録方法についてはe-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) をご参照ください。なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。**

一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再登録する必要はありません。

(2) e-Radへのログインと公募の検索

■e-Rad へのログイン

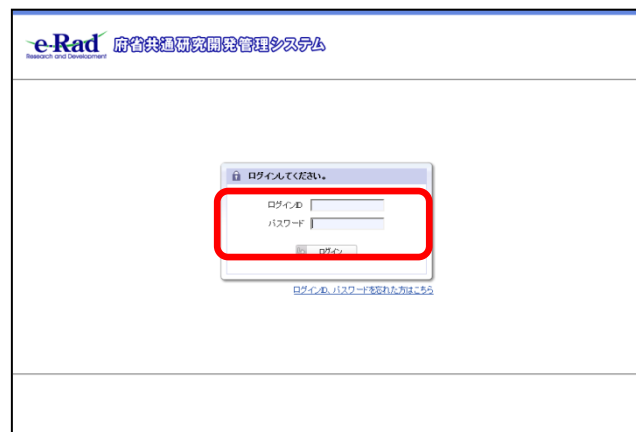
e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)

画面で「e-Rad へログイン」をクリックしてください。



提案者のログイン ID、パスワードでログインしてください。

※以降、ログインした研究者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。



※初めてログインした場合、初回設定が必要となります。また、普段使用するPCではない場合、追加認証画面へ移動します。その際に設定した質問の回答を求められることがあります。



■公募の検索

左メニューの「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される「公開中の公募一覧」をクリックしてください。



提案をしたい公募名の

「詳細」をクリックしてください。

※【検索条件】をクリックすると、簡易条件で検索を行えます。

(制度名やプログラム名で検索してください)



これ以降のe-Radの具体的な操作方法等については、e-Radポータルサイトの研究者向けページ (<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html>) から、操作マニュアルをご確認ください。

(3) 研究開発提案書の作成時の注意事項

- ・研究開発提案書にはパスワードを設定しないでください。また、変更履歴は削除してください。
- ・研究開発提案書に貼付する画像ファイルは「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。
- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字については、e-Radポータルサイトの研究者向けページ (<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>) にある操作マニュアルを参照願います。
- ・PDF に変換した研究提案書の容量は、【3MB を目安】としてください。なお 10MB を超えるファイルは、e-Rad 上にはアップロードできません。

(4) 個人情報の取扱い

研究開発提案書等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理および管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、e-Rad、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

【お問い合わせ先】

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）。

また、バイオサイエンスデータベースセンターのホームページ「公募情報」に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

<http://biosciencedbc.jp/funding/fund>

独立行政法人 科学技術振興機構

バイオサイエンスデータベースセンター企画運営室

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5 番地 3

E-mail : jst-kikaku@biosciencedbc.jp

電話 : 03-5214-8491（受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00※）

※土日祝祭日を除く